

Ⅶ 農薬適正使用推進対策事業

1 農薬危害防止等対策事業

- 1) 農薬の安全使用・適正使用・危害防止に関する研修指導
 下記研修会ならびに協議会で、講師および協議会員として対応した。

項 目	時期(開催場所)	内 容	対象者・人数	備考
県農業小売商組合 農業安全使用研修会	5月25日 諫早市	農業安全対策、トマト黄化葉 巻病の発生と防除対策等	農業販売業者等 61社	
農業安全対策講習会	6月 8日 諫早市 6月14日 佐世保市 6月16日 有明町 6月18日 福江市 6月21日 郷ノ浦町 6月22日 厳原町	(担当) 農業安全使用基準遵守の徹底 並びに当面の病虫害防除対策 について	農協 農業販売協同組合 農業小売業者 防除業者 ゴルフ場関係者 市町村担当者等 376名	農業技 術課主 催
農業管理指導士養成 ・更新研修	10月27日 諫早市	(担当) 農業一般、農業の安全性評価 及び各種基準の設定、農薬の 安全使用・危害防止対策	養成 17名	農業技 術課主 催
雲仙農協地区土壌消 毒剤安全使用対策協 議会	7月 1日 愛野町 11月30日	クロルピクリン剤等使用に伴 う危被害防止対策等	協議会委員 50名 協議会委員 50名	JA雲仙
諫早農協農業安全対 策打合せ会	7月 2日有喜支所 7月16日飯盛支所	クロルピクリン剤等使用に伴 う危被害防止対策等	関係機関 37名 現地関係 22名	JA諫早
全国農業安全使用協 議会長崎県支部	12月 8日 諫早文化会館	土壌消毒剤の安全使用とトマ ト黄化葉巻病の発生と防除法	卸・小売商 34社	長崎県 農販協
各作物病虫害防除暦 作成会議	12月～1月 各地域・農協	県病虫害防除基準改訂内容お よび農薬の適正使用と安全使 用について	各地域農業振興 協議会等	

2) 農業販売業者等指導取締

農業技術課、各振興局農務課、各支庁農務課が実施した農業販売業者等立入検査に同行し、農業取締
法に基づく農業販売業者、防除業者ならびに大口農薬使用者（ゴルフ場）に対する指導取締に協力した。

- 農業技術課管内 1月28日、1月31日
 島原振興局管内 1月18日、1月19日、1月25日
 県北振興局管内 11月26日、11月29日、1月24日、1月26日
 五島支庁管内 9月27～28日
 杵岐支庁管内 9月9～10日
 対馬支庁管内 9月13～14日

2 農業安全使用総合推進事業

1) 目的

地域の実情に応じたきめ細かい農業安全使用指導を実施する基礎資料を得るため。

- 2) 実施期間 平成11～13年度（3か年）
 3) 実施地区 南高来郡愛野町
 4) 実施場所 担当農家氏名
 ① 南高来郡愛野町甲1179 A氏圃場
 ② 南高来郡愛野町甲3225 B氏圃場
 5) 対象作物 秋ばれいしょ
 6) 調査対象 栽培地土壌（層位毎）、ばれいしょ塊茎、河川水（圃場周辺）
 調査河川名 今木場川、千鳥川
 7) 分析対象農薬
 メトラキシル（リドミル）、イミダクロプリド（アドマイヤー）
 8) 対象農薬の散布時期
 ①A氏圃場 アドマイヤー粒剤4kg/10a、リドミルMZ水和剤 500倍/10a/200ℓ（2回）
 77ラムシ対象（植付時） 疫病対象 2回散布
 ②B氏圃場 アドマイヤー粒剤4kg/10a、ペンゼブ水和剤400倍+リドミルMZ水和剤500倍
 77ラムシ対象（植付時） 疫病対象（1回目） （2回目）

9) サンプルングの方法

(1) 土壌サンプルング

① 植付前、収穫30日目後 表層～10cm、10～20cm、20～30cm、30～40cm、40～50cmの5層について 1地点/圃場 各層300g採取

② 9～11月表層～10cmの1層のみ 6地点/2カ所/圃場 合計300～500g採取

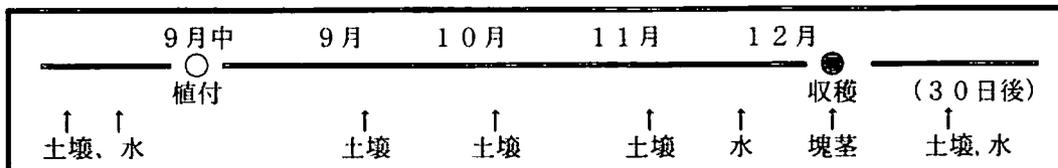
(2) ばれいしょ塊茎のサンプルング

1調査圃場(農家)当たり5kg (ppm)

(3) 河川水のサンプルング

植付前、収穫前、収穫後の3回採水、各回1ℓ採水

《 サンプルングの時期、種類 》



10) 残留分析機関 長崎県総合農林試験場

Ⅷ、情報提供

平成9年度から、ファックスサービス通称「むしくじょホットライン」を開設し関係者へ発生予察情報等病虫害防除に関する事項についてサービスを実施している。

ファックス情報サービスの内容は、別紙のとおりで、99項目について情報を入手し整理して入力している。